

発想の転換!? 相続税の生前対策 ～特例事業承継税制と暦年贈与～ その3

今回は発想の転換による「相続税の生前対策」について、先代経営者が所有する自社株を特例事業承継税制を活用して特例後継者に贈与・相続させるのか、暦年贈与によって後継者へ自社株を贈与するのかについての有利・不利の解説です。

1. 特例事業承継税制の概要

特例後継者が、特例認定承継会社の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈により特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得したすべての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予する制度です。

なお、特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間（5年間）内に贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り納税猶予の対象とされます。

この制度は、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用されます。

2. 特例事業承継税制か暦年贈与か

特例事業承継税制を選択するよりも、暦年贈与による対策の方が有利なこともあります。設例で検証します。

【設例】

- 被相続人 父（70歳・令和17年に死亡すると仮定）
- 父の相続人 母・長男（特例後継者）・長女
- 母の相続人 長男・長女
- 父の財産 A社株式（特例対象非上場株式）5,000万円、その他の財産 35,000万円
- 父の相続対策及び遺産分割
 - A社株式を、長男へ毎年500万円を令和4年から令和13年まで毎年贈与し、その他の財産は、母が17,500万円、長男が8,750万円、長女が8,750万円相続する
 - A社株式は、令和4年に長男へ非上場株式等についての贈与税の納税猶予を受けて生前に贈与し、その他の財産は、母が2億円、長男が5,000万円、長女が1億円相続する
- 母固有の財産 1億円
- 母（令和18年に死亡すると仮定）の遺産分割 父から相続した財産及び母固有の財産は法定相続分どおり相続する
- 相続税の計算 （単位：万円）

	暦年贈与を行った場合					贈与税の納税猶予を受けた場合				
	父の相続			母の相続		父の相続（※）			母の相続	
	母	長男	長女	長男	長女	母	長男	長女	長男	長女
A社株式	-	-	-	-	-	-	5,000	-	-	-
その他の財産	17,500	8,750	8,750	8,750	8,750	20,000	5,000	10,000	10,000	10,000
母固有の財産	-	-	-	5,000	5,000	-	-	-	5,000	5,000
課税価格	17,500	8,750	8,750	13,750	13,750	20,000	10,000	10,000	15,000	15,000
相続税の総額	7,470			5,920		9,220			6,920	
各人の算出税額	3,735	1,868	1,867	2,960	2,960	4,610	2,305	2,305	3,460	3,460
配偶者の税額軽減	△3,735	-	-	-	-	△4,610	-	-	-	-
特例株式等 納税猶予税額	-	-	-	-	-	-	△1,067	-	-	-
納付税額	0	1,868	1,867	2,960	2,960	0	1,238	2,305	3,460	3,460
暦年贈与の 贈与税額	-	485	-	-	-	-	-	-	-	-
合計税額	10,139					10,463				

※ 贈与税の納税猶予を受けたA社株式は、父の死亡により長男が受けた贈与税の納税猶予は免除され、A社株式は父の相続財産に贈与時の価額で加算され、相続税の納税猶予に切り替えることができます。

（文責：山本和義）